

憲法しんぶん 速報版

発行 憲法改憲阻止各界連絡会議 (憲法会議)

Eメール mail@kenpoukaigi.gr.jp TEL03-3261-9007
ホームページ http://www.kenpoukaigi.gr.jp FAX03-3261-5453

2025年10月6日(月)

NO. 1619号

本号3頁

「解党的出直し」にはほど遠い自民党総裁選挙

10月4日に行われた自民党総裁選の決選投票で、安倍元首相による政治の継承を掲げる改憲・タカ派の高市早苗氏が新総裁に選出されました。

得票数：高市早苗 183票、小泉進次郎 164票 女性初の自民党総裁選出

参院選大敗を受けた自民党の総括に記された「解党的出直し」に向けて、総裁選で高市氏はこう訴えました。

「参院選で公約したことも、おわびしてでも政策を見直す」

しかし、総裁選で高市氏はじめ各候補は、意気込みや改革姿勢を訴えたものの、具体的な意見はなく、議論は全く深まりませんでした。

そればかりか、政治不信の要因とされた派閥の裏金問題。実態解明は置き去りとなっていますが、テレビ番組で「裏金問題は決着した」と思うならば挙手を、と求められ、高市氏は小林氏とともに挙手しました。もうすでに終わったものととらえているようです。

昨秋の衆院選、今夏の参院選で連敗し、石破茂首相が退陣に追い込まれたのは、「政治とカネ」の問題に決着をつけられなかったからです。首相官邸幹部は「解党的出直しとは、要するに派閥裏金事件にしっかりと対応することだ」と話していました。

総裁選では、裏金作りの経緯や用途など実態解明はうやむやのまま、再発防止策の議論もほとんどありませんでした。にもかかわらず、「党内融和」「挙党態勢」の下、いずれの候補も事件に関与した議員の要職起用を否定しませんでした。高市氏は事件の震源地だった旧安倍派議員を陣営に多数抱えています。総裁就任を受けた4日の記者会見で、「国民の代表として送り出された方々なので、特に人事に影響はない。しっかり働いてもらう」「適材適所で力を発揮してもらいたい」と明言しました。

このように、裏金問題は過去のもの、決着済み。全く反省せず不問にふす姿勢に終始しました。

「解党的出直し」とはほど遠く、逆戻りではないでしょうか。

自民は他党に比べ、企業・団体献金や政治資金パーティーによる収入が圧倒的に多くあります。長年の権力基盤は、金権体質によって固められてきたと指摘されます。しかし、高市氏ら各候補は「解党的」とうたいながら、構造的問題にメスを入れようとする発言はありませんでした。

高市新総裁は初会見。改憲を条件に連立拡大、靖国へは総裁選出後も参拝

首相就任後の記者会見で、人民党役員人事については来週前半の早い時期に固めたい、公明以外との連立拡大を進める意向を表明し、条件として改憲を挙げ、臨時国会冒頭の首相指名までに合意を得たいとの考えを示しました。また、毎年終戦記念日に行ってきた靖国神社参拝について問われると「靖国神社というのは戦没者慰霊の中心的な施設であり、平和のお社（やしろ）でございます。どのように慰霊をするのか、どのように平和をお祈りするのかわかりませんが、こういったことについては適時適切に判断をさせていただきます」と答えました。そして、「絶対にこれは外交問題にされるべきことではない。お互いに祖国のために命を落とした方に敬意を払い合える国際関係をつくるためには私は一生懸命、努力をして参りたいと思っています」と続けました。

高市氏は昨年9月の総裁選では総裁選出後も参拝を行うことを明言。今回の総裁選の出馬表明会見では「まだ総裁選に立候補した段階」とし、明言を避けていました。

自民党内に高まる高市総裁の下での「憲法改正」

一方で高市氏が総裁、そして総理になれば、自民党の立党以来の悲願であり、自民党の党是である「憲法改正」に向けて大きく動き出すのではないかと、懸念する声が高まっています。

政党の中にも憲法改正すべきだという国民民主、維新、参政党があります。それらの政党と改憲に向けて動きを強めることが予想されます。

変わらぬ「派閥頼み」そして二人のキングメーカー

総裁選は、有力視される小泉進次郎農林水産相、高市早苗前経済安全保障担当相、林芳正官房長官のうち、上位2人が決選投票に進む見通しと報じられていました。決選投票では国会議員票の重みが増すため、党内に一定の影響を持つ首相経験者の麻生太郎、岸田文雄両氏の動向がカギを握りそうだと各紙が報じました。



実際、小泉氏は3日、旧岸田派（約40人）の会長を務めた岸田氏を議員会館内の事務所に訪ね、約30分間会談しました。関係者によると、小泉氏は「旧岸田派の方にも支えられ、ここまでやってきた」と述べ、岸田氏の支持に期待感を示しました。岸田氏は「最後まで頑張ってもらいたい」と応じたとのこと。

高市氏の陣営も、麻生氏と接触を重ねる。高市氏自身が先月30日に会談しました。

林氏は、所属していた旧岸田派に照準を絞り、陣営関係者は「同じ派閥だった岸田氏が支援に回ってくれるはずだ」と強調。一方、政治的に距離がある麻生氏とは表立って接触していないと報じられました。

議員票と党員・党友票が同じ割合の1回目投票とは異なり、決選投票では議員票が9割弱を占めます。昨年の総裁選は、1回目投票で首位に立った高市氏を、決選投票で石破茂首相が逆転しました。今回、麻生氏は「1回目の投票で自民党員・党友の投票が多い候補に2回目は投票しよう」と派閥内に呼びかけ、2回目は高市氏の支持に回りました。

一方、自民党の船田元氏は「自民党としては初の女性総裁であり、初の女性総理の可能性も極めて高い。男女平等指数でいつも後塵を拝していた日本が、ようやく世界標準になるかと言う期待はある」と、高市氏への期待を記した上で「一方で高市総裁のこれまでの右寄りの言動に対して、少なからぬ懸念があることも否めない」とも指摘しました。

「女性天皇の可能性は遠くなり、選択的夫婦別姓制度についても、通称拡大でお茶を濁されるに違いない。憲法改正についても強硬な態度により、野党とりわけ立憲民主との話し合いも頓挫しかねない。長く連立を組んできた公明党との連携に不協和音が出ないとも限らず、野党の一部との新たな連立構想もなかなか展望が開けないかもしれない」と私見をつづりました。

今こそ、「the END 自民党政治」に向け、本格的に取り組むときです。

高市氏は今後、補完勢力を取り込み、社会保障など国民生活を破壊し、大軍拡を推進し、憲法と民主主義を蹂躪し、ジェンダー平等への逆流など、日本政治に深刻な逆流をもたらす危険性があります。結局、変わらぬ「派閥頼み」の自民党は「解党的出直し」はできません。多くの国民がそう思ったのではないのでしょうか。

また、極右・排外主義の潮流に煽り立てられ、奈良の鹿発言、「外国人逮捕 通訳手配間に合わず不起訴」等のうそ発言にみられるように、外国人排除主義的な政策を推進するのではないとか多くの市民が懸念しています。さらに、スパイ防止法の制定。

これを許さない国民的な共同を広げにひろげて、たたかうときです。結局、変わらぬ「派閥頼み」の自民党は「解党的出直し」はできません。多くの国民がそう思ったのではないのでしょうか。

今こそ、「the END 自民党政治」に向け、本格的に取り組むときです。

参政党の新日本憲法「構想案」を斬る 21

「基本的人権」という文言が出てきません

日本国憲法は、13条の「個人の尊重」を基礎に11条から40条まで詳細な人権規定を置いています。97条ではこれら基本的人権について「侵すことのできない永久の権利」と確認。続く98条の「最高法規」の規定とセットで、基本的人権を保障する法だからこそ憲法が「最高法規」という実質的根拠を示すものとされます。

「構想案」ではこうした「人権を最高価値」とする構造は廃棄されています。政党の「新日本憲法(構想案)」(以下、「構想案」)には、「基本的人権」という文言が出てきません。

現憲法の人権規定

幸福追求権（第13条）、**個人の尊重(13条)**、**法の下での平等（第14条）**、選挙権・非選挙権、公務員の罷免の権利（第15条）、請願権（第16条）、国・公共団体への損害賠償請求権（第17条）、奴隷的拘束の禁止（第18条）、**思想及び良心の自由（第19条）**、**信教の自由（第20条）**、集会・結社・言論・出版の自由、検閲の禁止、通信の秘密（第21条）、居住・移転の自由（第22条）、**学問の自由（第23条）**、男女の本質的平等（第24条）、国民の生存権と国の保障（第25条）、教育の権利、義務教育無償（第27条）、労働者の団結権・団体交渉権（第28条）、財産権（第29条）、納税の義務（第30条）、適正手続きの定め（第31条）、裁判を受ける権利（第32条）、現行犯除く逮捕状の必要（第33条）、犯罪被疑者の権利（第34条）、創作・差し押さえ令状主義（第35条）、拷問の禁止（第36条）、公平・迅速・公開の裁判を受ける権利（第37条）、黙秘権の保障（第38条）、実行時適法行為は刑事上の責任問われず（第39条）、刑事保障請求権（第40条）と多様な国家、政府によって制限できない人間個人の自由及び権利が網羅されています。

「構想案」では「権利」を「権理」と書きかえ、『理に(かな)った』という趣旨を含む用語として適切」などと解説しますが、個人の尊重(13条)や法の下での平等(14条)をはじめ「基本的人権」を削り取る理由の説明はありません。

国民の「基本的な自由と権理」が第8条に規定され、総括的に「すべて国民は、主体的に生きる自由を有する」（同1項）とされるほか、「健康で文化的な尊厳ある生活を営む権理」（同2項）、「必要な医療を選択する自由」（11条2項）、「教育を受ける権理」（9条1項）、「政治に参加する権理」（13条1項）などがあります。

権理には義務が伴い自由には責任が伴う

一方「権理には義務が伴い自由には責任が伴う。権理及び自由は、濫用してはならない」（8条2項）と強調され、その解説では「権理や自由は、公益と適合する範囲に限られる」と「公益」優先を明確にしています。6条で国は「国民の権理及び公共の利益を、国政において常に維持、擁護する」とし、「権理」と公益が対置され、公務員は人権への奉仕ではなく「専ら公益の維持、増進に従事する」（6条3項）とされます。

重大なのは、思想信条の自由、表現・結社の自由、学問の自由、信教の自由など精神的自由に関する規定が存在しないことです。精神的自由は民主政治のプロセス全体を支える重要な機能を果たし、自由の体系を守るためにも重要な自由であり、憲法として当然明記すべきです。

「構想案」の25条1項には裁判所の違憲審査権が規定されますが、精神的自由権がなければ人権保障としての意義が乏しいと言わざるを得ません。同32条の最高法規の規定は、憲法は「日本の国柄を示すもの」とし、「これに反する法律、条約、命令、条例その他の行為は効力を有しない」とします。要するに、前号でも報じましたが、最高価値は国柄=「國體（こくたい）」であり、國體の保持のために必要な規制・制限は是とされる構造です。自由の擁護の期待はもてません。

そして、すでに記載していますように、「第四章 国まもり」の「情報および防諜（ぼうちょう）」という項目で、報道に関し「報道機関は、偏ることなく、国の政策に基づき公正に報道する義務を負う」（16条2項）と報道に対する義務規定が置かれています。「偏ることなく」「国の政策に基づき」「公正に」などの諸点が政府によって恣意(しい)的に判断されることになりかねず、報道の統制につながる重大な危険があります。

そもそも、表現・報道の自由が規定されない一方で、報道に関する権力の介入規定が置かれるという異常さが際立ちます。

16条4項では「国は、外国による諜報活動を防ぐ機関を設置し、必要な措置を講じる」とし「スパイ防止」を重視。15条1項では「国は、直接間接の侵略や危難を未然に防ぎ」とし、「間接侵略」すなわち外国勢力の影響が国内に及び体制批判を行うことに警戒を強めます。日常的な国民監視、批判勢力への抑圧につながります。

これほど「基本的人権」の価値が無視され、精神的自由が尊重されない憲法は「憲法」の名に値しません。「國體」を根本価値とする構造が人権への脅威となっています。